

「博物館法制度の今後の在り方（審議経過報告）」（案）に関する意見について

令和3年8月
全国歴史民俗系博物館協議会

日頃より、全国歴史民俗系博物館協議会の活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和3年7月に文化審議会博物館部会によりご提示がありました「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」（案）につきまして、当協議会は下記の通り集約した意見を提出いたします。

引続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 これからの博物館に求められる役割

- ・現時点においては、記載されている内容で十分網羅されていると考える。

2 登録制度について

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

・②に、「審査が外形的な基準（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）によって行われており、博物館としての機能や活動の質を問うものとなっていないため、博物館の機能や活動の質の向上にほとんど貢献できていない」とあるが、「博物館としての機能や活動の質」を重視することは首肯できるものの、客観的な指標として、一定の「外形的な基準」は必要なのではないかと考える。ある種の「外形的な基準」は「博物館としての機能や活動の質」と高い関連を有しているのではないかと考える。

2-2. 新しい登録制度の方向性について

（制度の理念と目的）

・「審査と登録を通じて各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより、博物館の発展に寄与する」という方向性そのものは評価できるが、現実には審査を受けるために、現在の大学評価の現場で陥っている「評価のための業務」の増大に類する事態を招く危険性もある。

また、マンパワーに乏しい中小館などは、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される（大規模館にしたところで、新しい業務に振り向けられる人的余裕は決して豊かではない）。また、10年に一度程度の更新という点に関して

も、教員免許の更新制度が、結局は廃止の方向に向かっていることも念頭に置く必要があるだろう。

- ・法制度の改正に伴う具体的なメリットについての議論が進められていないため、新法制度下での新たな博物館登録（認証）や更新に際しての手続きだけが増えた反面、支援やメリットが実感できない法制度になってしまうことが懸念される。

- ・登録・認証について、より実効的なものとしていくための施策の検討については大いに賛同できる。ただ、ICOM 京都大会や近年の全国博物館大会での議論に見られるように、博物館に期待される役割が大きく拡充している 現状にかんがみれば、一律の「登録（認証）博物館」という在り方が良いのか、さらに検討が必要と考える。博物館が有している多様性や個性を尊重し、それぞれの活動の質を担保して全体としての水準を向上させようという趣旨に基づけば、審査の結果として「○か×か」という一次元的な「登録 認証」ではなく、評価の軸を多様化し、それぞれの評価軸に基づき「登録（認証）」も多様な在り方を検討することも選択肢に入れるべきと考える。例えば、多様な審査基準・項目（従来の外形的な基準に加え、また 調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc. についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能ではないか。また、このような情報を国が強力に広報することにより、各博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができると思う。

- ・博物館の「底上げ」を促すような支援が、登録・指定のメリットにつながるよう具体的な支援策の検討を希望する。

（制度の対象範囲）

- ・登録制度について、設置者の法人類型による制限をなくしていくという方向は、地方独立行政法人が設置主体である館にとっては望ましいものと受け止める。

- ・登録制度の充実のため国・独法や大学等への対象範囲の拡大については賛成する。

- ・法制度に取り込む博物館の範囲を国・独法・大学・地方独法・株式会社など広くするとの方向性だが、そもそも公益性を重視すべき博物館と営利を追求する株式会社とが相容れるのだろうか。

（審査主体・プロセス）

- ・第三者組織は、審査基準・審査項目の設定や運用基準についての専門性の担保のためのみ関与を行い、実務としての審査は引き続き国及び都道府県・指定都市が担うことが適切であると思う。審査については公平性・公正性・継続性が担保される必要があり、自治体においては、教育委員会制度がそのような機能を本来担っているところである。審査の公平

性・公正性・継続性の担保という観点から、審査の実務は従来通り実施することが望ましい。

(連動した博物館振興策)

- ・調査研究やコレクションの管理など博物館の基本的な機能に対する支援が必要ではないか。
- ・博物館のネットワーク化の観点から、博物館設置者の法人類型緩和に伴い登録（認証）博物館が集積するエリアが出来る場合、これらの博物館が連携して実施する賑わいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしい。

3 学芸員制度について

- ・学芸員制度の今後の在り方について、拙速な議論を避け、中長期的課題として引き続き検討していくことは賛成である。新たな「認定」や「士」などの呼称が、学芸員の待遇や質的向上ではなく、実態を伴わない格付けにつながるよう、十分に留意する必要がある。検討作業においては、できるだけ幅広く、かつ多くの現場の声をくみ上げるかたちをとってほしい。
- ・学芸員の研修について、より一層の充実を希望する。

4 その他意見

- ・今回の意見ヒアリングをもとに今後、踏み込んだ提案や議論がなされていくということであれば、進捗状況をお知らせいただき、その都度、具体的な論点について意見があればお伝えしていきたい。

以上